

うるま市教育委員会告示第 17 号

うるま市民闘牛大会事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 8 月 17 日

うるま市教育委員会 教育長 嘉手苅 弘美

うるま市民闘牛大会事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、うるま市民闘牛大会を開催し、若い世代が闘牛に触れる機会を創出することで、将来の担い手の確保及び育成に繋げるとともに、市民生活に根付いた闘牛文化の醸成及び発展並びに伝統文化を活かしたまちの魅力向上に寄与することを目的に、うるま市闘牛組合連合会（以下「連合会」という。）に対し、予算の範囲内において、うるま市民闘牛大会事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、補助金の交付に関しては、うるま市補助金等交付規則（平成 17 年うるま市規則第 47 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助対象事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) うるま市民闘牛大会の啓発事業
- (2) うるま市民闘牛大会の運営事業
- (3) その他うるま市民闘牛大会に関する事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第 3 条 この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費とする。

2 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の合計額とする。

(交付の申請)

第 4 条 連合会は、前条に規定する補助金の交付を受けようとするときは、うるま市

民闘牛大会事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- （１） 収支予算書
- （２） 事業計画書
- （３） 教育長が特に必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第 5 条 教育長は、前条に規定する申請があった場合、申請書類等を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、うるま市民闘牛大会事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

2 教育長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができるものとする。

（補助金の交付請求及び概算払）

第 6 条 連合会は、補助金の概算払を受けようとする場合には、うるま市民闘牛大会事業補助金交付請求書（様式第 3 号）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項に規定する補助金の交付請求を受けた日から起算して 30 日以内に概算払により補助金を交付するものとする。

（補助金の変更交付申請等）

第 7 条 連合会は、第 5 条に定める補助金交付決定後、事情の変更により申請額に変更が生じたときは、うるま市民闘牛大会事業補助金（変更・廃止）申請書（様式第 4 号）を速やかに教育長に申請するものとする。

2 教育長は、前項に規定する申請があったときは、内容を審査の上、変更又は廃止の可否を決定し、うるま市民闘牛大会事業補助金（変更・廃止）決定通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第 8 条 連合会は、補助対象事業の完了した日から起算して 30 日以内又は当該年度の 3 月末日（当該日が、うるま市の休日を定める条例（平成 17 年うるま市条例第

2号)第1条で定める市の休日の場合は、当該日の前の開庁日)のいずれか早い日までに、うるま市民闘牛大会事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業実績報告書
- (3) 教育長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第9条 教育長は、連合会から提出されたうるま市民闘牛大会事業補助金実績報告書等を審査した上で適当と認めたときは、補助金の交付額を確定し、うるま市民闘牛大会事業補助金額確定通知書(様式第7号)により連合会に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 教育長は、連合会が次のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令又はこの告示の規定若しくは補助金の交付決定に付した条件に違反した場合
- (2) 補助金の運用又は執行方法が不当であると認めた場合
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があった場合

2 教育長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、連合会に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(報告又は検査)

第11条 教育長は、連合会に対して補助対象事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(関係書類の保存)

第12条 連合会は、補助対象事業の収支を明らかにした帳簿及び証拠書類(以下

「証拠書類等」という。)を整備し、かつ、これらの証拠書類等を補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年8月17日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	
1	報償費
2	旅費
3	需用費
4	役務費
5	人件費
6	委託料
7	使用料及び賃借料
8	備品購入費
9	その他教育長が必要と認める経費

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

うるま市教育委員会
教育長 様

住 所
団 体 名
代表者名

㊞

うるま市民闘牛大会事業補助金交付申請書

うるま市民闘牛大会事業補助金を交付して下さるよう、うるま市民闘牛大会事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書
- (3) 教育長が特に必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

うるま市教育委員会
教育長



うるま市民闘牛大会事業補助金交付決定通知書

うるま市民闘牛大会事業補助金については、うるま市民闘牛大会事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

記

補助金交付決定額

円

※交付請求の場合は、うるま市民闘牛大会事業補助金交付決定通知書(写し)を添付すること。

様式第 3 号（第 6 条関係）

年 月 日

うるま市教育委員会
教育長 様

住 所
団 体 名
代表者名 ㊤

うるま市民闘牛大会事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で決定通知のあった補助金について、うるま市民闘牛大会事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

補助金交付請求額 円

記

口座振込依頼	
金融機関名及び支店名	
預金の種類	
口座番号	
口座名義人（フリガナ）	

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

うるま市教育委員会
教育長 様

住 所
団 体 名
代表者名

㊟

うるま市民闘牛大会事業補助金（変更・廃止）申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたうるま市民闘牛大会事業補助金について、うるま市民闘牛大会事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請内容 変更・廃止

2 （変更・廃止）の内容

3 変更後申請額	金	円
4 既交付決定額	金	円
5 差 引 額	金	円

添付書類

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書
- (3) 教育長が特に必要と認める書類

※上記3、4、5については、変更申請時のみ記載すること。

様式第 5 号(第 7 条関係)

第 年 月 日 号

様

うるま市教育委員会
教育長 

うるま市民闘牛大会事業補助金（変更・廃止）決定通知書

うるま市民闘牛大会事業補助金については、うるま市民闘牛大会事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり補助金額を変更し決定しましたので通知します。

記

- 1（変更・廃止）の可否 決定・不決定
- 2 理由
- 3 変更後交付決定額 金 円
- 4 既交付決定額 金 円
- 5 差引変更額 金 円
- 6 交付条件

※ 変更申請の場合は、うるま市民闘牛大会事業補助金（変更・廃止）決定通知書(写し)を添付すること。

※ 上記 3、4、5、6 については、変更申請時のみ記載すること。

様式第 6 号（第 8 条関係）

年 月 日

うるま市教育委員会
教育長 様

住 所
団 体 名
代表者名 ㊟

うるま市民闘牛大会事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあったうるま市民闘牛大会事業を下記のとおり実施したので、うるま市民闘牛大会事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、その実績を報告します。

記

事業名	事業費（歳出）			備考
	予算額	決算額	補助金交付決定額	

注 うるま市民闘牛大会事業補助金交付要綱第 8 条各号に掲げる書類を添付すること。

様式第 7 号（第 9 条関係）

第 年 月 日 号

様

うるま市教育委員会
教育長 

うるま市民闘牛大会事業補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号でもって実績報告のあったうるま市民闘牛大会事業補助金については、うるま市民闘牛大会事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり確定します。

記

補助金額 円